農業、食品分野における
日本国農林水産省とシンガポール持続可能性・環境省との間の協力覚書（仮訳）

日本国農林水産省とシンガポール持続可能性・環境省（以下、「当事者」）は、

両国間の強固で長年の友好と協力関係を再確認し、

日本とシンガポールが 2026 年に外交関係樹立 60 周年を迎えること及び 2026 年 3 月に両国関係が戦略的パートナーシップに格上げされたことを想起し、

2021 年にシンガポールを含む複数の ASEAN 加盟国及び日本の農業担当大臣により署名された持続可能な農業生産及び食料システムに関する共同文書に記された持続可能な農業生産及び食料システムを達成する高い重要性を認め、

強靭で持続可能な農業と食料システムを強化するため、両国においてイノベーション及び技術が重要であることを認識し、

食料安全保障、食料供給には、多国間のルールに基づくアプローチを遵守することが必要であることを認識し、

以下のとおり理解した。

第１段落
目的

この協力覚書（以下「MOC 本覚書」という）の目的は、食料安全保障及び緊急事態への備え、食品の国際取引、アグリ・フードテック等、当事者間の権限の範囲内において、相互に合意された分野における当事者間及びその関係機関間の二国間協力を促進することである。

第２段落
協力の範囲

当事者は、食料安全保障のための強靭で持続可能な農業及び食料システムに向けて、当事者及びその関係機関のそれぞれの権限の範囲内において、当事者間で相互に合意する分野において、協力することを目指す。これらは以下を含む。

a.　アグリ・フードテック、例えば植物工場、陸上養殖などの食料生産システム
b.　　食料安全保障／緊急事態への備え
c.　　食品の国際取引
d.　　その他、当事者が書面により共に決定する分野

第３段落

協力の形態

１．第２段落で特定された分野での当事者間の協力は、以下の形態で行うことができる。

a. 共同で開催したイベント及びセミナーを通して得られたものを含め、関連する情報、専門知識及びベストプラクティスの情報交換
b. 新技術の研究開発交流の促進
c. 研修、訪問、派遣、機関別活動及びその他の適切な手段を通じた主要な人材交流
d. 実証プロジェクトの共同実施を通じて、民間企業と政府当局との協力の促進
e. その他、当事者が書面により共に決定する分野

２．当事者は、日本及びシンガポールの機関、組織、企業、地方自治体、研究・学術機関が相互に直接連絡を取り合い、協力の可能な分野を模索することを奨励するよう努めるものとする。当事者は、これらの団体間又は団体間のいかなる合意又は取決めに対しても責任を負わない。

第４段落

窓口連絡先

双方は、本 MOC を実施するために、それぞれ窓口連絡先を任命する。日本国農林水産省の場合、は国際地域課とする。シンガポール共和国持続可能性・環境省の場合、窓口連絡先は、シンガポール食品庁とする。

第５段落

実施

1. 当事者は、第２段落に掲げる分野における協力案件及び活動の共同実施を促進するため、最善の努力を払うものとする。

2. 当事者は、政府機関、非政府機関、研究機関及び民間企業等を含む、戦略的パートナーとの適切な関与及び協力を行うよう努力する。

3. 本 MOC の実施は、参加者が共同で決定し、財源及び人員の確保を条件とする。当事者は、本 MOC に基づく特定の活動及び案件の実施について、資金調達、資源及び人員の配分、特定の活動又は案件に基づき発生する知的財産の取扱いと使用、並びにその他の適切な事項に関する取り決めを含め、書面により相互に決定する。

4. 本 MOC に基づき当事者の一方が他の当事者に提供した資料に対する権利及び知的財産権は、資料を提供した当事者に留まり、かかる権利は、本 MOC に基づく協力の終了にかかわらず、資料を受け取った当事者によって常に尊重され保護される。

5. 各当事者は、本 MOC に基づく協力の終了にかかわらず、常に他の参加者から受領し又は提供された文書及び情報の機密性及び秘匿性を遵守するものとする。

第６段落
紛争解決

本 MOC に起因または関連する紛争は、当事者が相互に協議の上、友好的に解決する。

第７段落
他の協定や条約に基づく権利や義務

本 MOC のいかなる内容も、環境、動物の健康、植物の健康及び食品の安全の保護に関して、条約又は二国間、地域若しくは国際協定（該当する場合）に基づく各当事者の権利及び義務に影響を与えない。

第８段落
開始、期間、終了

1. 本 MOC は、その署名の日から開始され、3 年間有効であるものとする。

2. 当事者のいずれかが、終了予定日の 90 日前に書面で通知することにより、本 MOC を終了することができる。

3. 本 MOC の終了は、当事者が相互に別段の決定をしない限り、本 MOC に従って実施される継続中の活動及び／又は作業プログラムの内容又は有効性若しくは存在に影響を及ぼさない。

第９段落
改訂

1. いずれの当事者も、本 MOC の全部又は一部の改訂又は修正又は改正を書面で要求することができる。
2. 当事者が相互に決定した修正、変更、改正は、書面により行われ、本 MOC の一部を構成するものとする。
3. 当該改訂または修正、改正は、当事者が書面により決定する日に発効する。
4. 改定、修正、改正は、当該改定、修正、改正の日以前又は当該日までに本 MOC に起因し又はこれに基づき行われた当事者の決定を害するものではない。
5. 本 MOC（第９段落１項～第段落３項に従ってなされた修正を含む）は、国内法または国際法の下でいずれかの当事者に法的拘束力のある義務を構成するものではなく、また、構成することを意図するものでもない。

2026 年 10 月 29 日、英語版の 2 通に署名された。

日本国農林水産省	シンガポール持続可能性・環境省
武部　新	グレース・フー
農林水産大臣	持続可能性・環境大臣